

1. 県政運営にかかる知事の基本姿勢について（知事）

飯塚秋男議員のご質問にお答えいたします。

最初に、県政運営にかかる基本姿勢についてお尋ねをいただきました。

昨年三月に発生した東日本大震災は、本県にも甚大な被害をもたらし、その後追い討ちをかけるように発生した福島第一原子力発電所の事故は、依然として収束の見込みが立っておらず、県民生活や経済活動は大変厳しい状況におかれています。

こうしたことから、私は、まず県民生活や経済活動が一日も早く震災前の元気な姿に戻れるよう、復旧・復興に引き続き全力で取り組む必要があると考えております。

そのため、被災住宅復旧のための利子補給事業や、被災した中小企業に対する融資及び利子補給を行うなど、被災者の生活再建や産業の復興を支援していきまるとともに、公共土木施設など被災施設の早期復旧に取り組んでまいります。

また、震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを進めてまいりますとともに、防災拠点への再生可能エネルギー発電設備の導入促進など、防災体制の強化を図ってまいります。

さらに、原発事故による放射性物質への対応につきましては、市町村の除染実施計画の策定を支援しますほか、風評被害を払しょくするため、復興キャンペーンなどを積極的に展開してまいります。

このように復旧・復興に全力で取り組み、大変厳しい状況の中ではありますが、本県の持つ優位性を最大限に活用しながら、将来目指すべき生活大県づくりに取り組んでまいります。

そのため、震災からの復興と合わせ、雇用の場の確保と地域の活性化に、当面は力を入れていかなければいけないと考えております。

まず、整備が進む広域交通ネットワークや、本県のリーダーシップにより新たに創

設された企業立地補助金を活用して企業誘致を積極的に推進し、働く場をしっかりと確保してまいりたいと存じます。

また、本県の特色である最先端の科学技術や、ものづくり産業の集積を積極的に活用して、国際競争力のある新技術や新製品の開発を促進しますとともに、昨年十二月に指定を受けました「つくば国際戦略総合特区」を活用してライフイノベーション、グリーンイノベーション分野における先導的プロジェクトを推進してまいります。

そして本県を、科学技術創造立国日本を支える枢要な拠点にしてまいりたいと考えております。

また、農業につきましては、安全・安心、高品質を基本とし、六次産業化を推進するなど、儲かる農業を実現してまいります。

こうした取組を進めながら、医療従事者の確保や救急医療体制の整備、保育サービスや子育て支援の充実、地球温暖化防止や霞ヶ浦の水質改善など、県民生活により密接な課題への取組についても充実させていきたいと考えております。

特に、いばらきづくりの基盤は人づくりにありますことから、理数教育や外国語教育の充実などにより、本県を担う人材の育成に力を入れてまいります。

こうした取組により、震災からの早期復旧・復興を図りますとともに、安定した雇用のもと、県民誰もが安全・安心、快適に暮らすことができる生活大県づくりをすすめてまいります。

2. 行財政改革の推進について（知事）

次に、行財政改革の推進についてお答えいたします。

私が知事に就任して以来、徹底した行財政改革に取り組み、組織の簡素化や事務の効率化などにより職員数を大幅に削減し、全国トップクラスのスリムな体制を構築してまいりました。

このスリムな体制を維持しながら、震災からの復興や様々な行政需要に対応してい

きますためには、何と云っても、職員の資質向上と意識の改革を図り、新たな発想で常に県民福祉の向上に前向きに取り組む職員づくりを進めることが重要になってまいります。このため、現在策定している第6次行財政改革大綱においては「県庁改革」を改革の柱のトップに据えることといたしました。

具体的には、

- ・民間企業等との交流の拡大
- ・若手職員等の自主研究活動の支援
- ・職員が主体的に能力開発できる選択型研修の充実
- ・職員間のコミュニケーションを高めるグループミーティング等の活性化
- ・能力や実績に基づくメリハリのある人事管理

などにより、職員が持てる力を組織として最大限に発揮できる足腰の強い県庁づくりを推進してまいります。

また、県民にどのような将来像を示して行財政改革を進めるのかとのお尋ねですが、自治体の行財政改革とは、健全な財政構造を構築しながら地域の方々が必要とする行政サービスをしっかりと見極め、それを最小の経費で最大の効果を上げつつ提供していけるよう行財政システムを絶えず見直し、改革していくことであり、この取り組みに終わりはないものと考えております。

一方、本県の目指す将来像につきましては、県総合計画において県民にお示しているところであり、新大綱は、それを実現するための手段として策定し、七十項目に及ぶ数値目標を設定しているところであります。

例えば、職員数については、徹底した無駄の排除や仕事の効率化などを通じ、総数を減らしつつ、これまでより新規採用者数を増やすことにより、年齢構成をバランスのとれたものに改善していくという目標をもっております。

また、財政面でも、県債残高の縮減について、県自らコントロールできない臨時財政対策債等を除く県債残高を前年度以下に縮減することなどの財政健全化目標を掲げているところであります。

今後とも、本県の目指す「生活大県いばらき」を実現するため、徹底した行財政改革

に全力で取り組んでまいります。

3. 東日本大震災からの復旧・復興対策について（知事）

（1）復旧後の一層の発展を見据えたインフラ整備の促進

次に、東日本大震災からの復旧・復興対策についてお答えいたします。

まず、復旧後の一層の発展を見据えたインフラ整備の促進についてでございます。

東日本大震災からの復旧・復興を成し遂げ、本県を再び発展の軌道に乗せるためには、県民生活や経済活動を一日も早く元の姿に戻すとともに、災害に強く、活力に溢れた県土づくりを行っていくことが極めて重要であります。

このため、交通の利便性を向上させますとともに、県内の産業の活性化や企業立地の促進に寄与し、災害時には緊急輸送に大きな効果を発揮する、陸・海・空の広域交通ネットワークの整備を、より一層推進していくことが必要であると考えております。

また、東日本大震災の教訓を踏まえますと、今後想定される首都直下地震などの大災害に備えますとともに、救急活動や物資輸送などの円滑化を図るためには、インフラを災害に対しこれまで以上に強化することが急務であります。

このようなことから、道路につきましては、圏央道や東関東水戸線の早期の全線供用を図ることはもとより、国道六号や五十号など幹線道路のバイパス化や四車線化を促進しますとともに、筑西幹線道路などの整備を進めてまいります。

加えて、災害時の代替ルートとなる国県道の整備や橋梁の耐震化などを進め、災害に強い広域的な幹線道路ネットワークを早期に構築してまいります。

また、港湾につきましては、防災機能の強化を図るため、各港の防波堤整備などに引き続き取り組みますとともに、首都圏物流の一翼を担っていくため、鹿島港外港地区の平成二十四年度末供用開始に合わせ、国と協力して水深十四メートル岸壁の耐震化を促進してまいります。

さらに、企業の国際競争力の強化などを積極的に支援していくため、茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区の水深十二メートル耐震強化岸壁について、平成二十四年度の新

規事業化を図ってまいります。

県といたしましては、県勢の更なる発展に向け、広域交通ネットワークなどのインフラ整備につつまして、重点化、効率化を図りながら、スピード感を持って今後とも取り組んでまいります。

(2) 中小企業等に対する復興支援

次に、中小企業等に対する復興支援についてでございます。

県としましては、これまでに、東日本大震災復興緊急融資の創設や、「茨城県産業復興機構」の設置、さらには地域経済や雇用に重要な役割を担う中小企業者グループの施設・設備の復旧支援など、震災からの復興に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、依然として、運転資金や本格的な復興に向けた設備資金などを必要とする企業もございますことから、新年度においても、東日本大震災復興緊急融資の新規融資枠を四百八十億円確保いたしますとともに、返済負担軽減のための利子補給等を行いますほか、中小企業者グループの復旧支援に、約七十五億円を計上するなど、引き続き震災復興支援に全力で取り組むこととしております。

さらに、円高の影響なども考慮し、セーフティネット融資の中に、従来の利率を〇．二パーセント引き下げた円高対策枠を創設し、中小企業の資金調達を支援してまいります。

また、本県中小企業の振興策についてでございますが、本県企業の大部分（九十九．九％）を占め、雇用の大半（八十八．二％）を担う中小企業の活性化を図ってまいりますことは極めて重要であると認識しております。

このため、ビジネスコーディネーターを活用して、県内中小企業の技術や製品を県内外の大手企業やその関連企業に売り込みますとともに、県内中小企業の新技術等を大手企業に提案する展示会を開催するなど、受注機会の拡大に努めてまいります。

一方、中長期的な視点からの対応としましては、次世代自動車やエネルギーなど、今後成長が見込まれる産業分野への県内中小企業の参入などの取り組みを支援するた

め、テクノエキスパートの派遣や工業技術センターとの共同研究などにより、生産性の向上や、新技術・新製品の開発等を促進し、県内中小企業の競争力の向上に努めてまいります。

また、新たに創設される産業復興企業立地補助金などを活用して、大手企業やその関連企業の誘致に積極的に取り組み、取引先の拡大を支援してまいります。

さらに、海外との取引拡大を図る中小企業に対しては、海外見本市出展への助成を行いますほか、専門的知識を有する貿易アドバイザーが相談に応じ、ジェトロ等の各種支援策の活用に向けて企業を支援しますとともに、金融機関等とも連携し、海外市場での事業展開を促進してまいります。

県としましては、今後とも、中小企業の震災復興を支援してまいりますほか、本県ものづくり中小企業の振興に全力で取り組んでまいります。

(3) 節電の取り組みと原子力発電所の安全確保に関する県としての立場

次に、節電の取り組みと原子力発電所の安全確保に関する県としての立場についてでございます。

まず、節電の取り組みについてであります。去年は、国を挙げての節電対策の結果、幸いにも大規模停電等の事態は回避されましたが、引き続き今年の夏につきましても、東京電力管内で八百万キロワット程度の電力が不足するとの見通しが昨年十一月に示されているところであります。

社会的影響の大きい節電対策の実施に当たりましては、議員ご指摘のとおり、電力需給の実態や供給力強化に向けた取組等、節電対策の必要性に関する情報を広く公開し、県民の十分なお理解を得ていくことが一層重要になってくるものと考えております。

電力供給県である本県といたしましては、今後とも国に対し、電力の需給見通しを十分に精査した上で、必要な節電対策の内容をきめ細かに国民に明らかにしていくよう、強く働きかけてまいりたいと存じます。

また、東京電力に対しましては、昨年の節電対策の実施に当たり、これまで公表されていなかった県内の電力使用状況の開示を求め、県民に提供してきたところでありますが、今後はさらに、電力供給力に関する情報の公開や、県民相談窓口の充実など、県民の節電に対する理解促進に向けた一層の取組を強く求めてまいります。

県といたしましても、これらの情報を説明会や節電啓発員などを通じて広く県民に提供し、「県民総ぐるみによる節電対策」を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、原子力発電所の安全確保についてでございます。

東海第二発電所の安全確保に係る県民への情報提供についてでございますが、県では、東海第二発電所の震災時の状況などにつきまして、マスコミを通じた情報提供、広報誌ひばりの配布、ホームページへの掲載などを行いますとともに、昨年六月から、県内各地でこれまでに計六十三回開催いたしました県政出前講座等の中で説明をしてきたところでもあります。

さらに、東海第二発電所における安全対策について、県原子力安全対策委員会における審議状況を全面公開とし、委員会資料や開催結果につきましてもホームページで公開することにより、県民が直接安全に係る議論の様子を確認できるようにしたところであります。

今後も引き続き、県民に対し迅速に情報を提供しますとともに、国に対しても、安全確保に係る情報を分かり易く公表するよう求めてまいります。

東海第二発電所の安全確保につきましては、先日、枝野経済産業大臣に面会し、関係市町村の意見も踏まえ、東海第二発電所を再起動するかどうかの判断を行うにあたっては、今回の地震、津波による東海第二発電所への影響について、徹底した調査を行い、万全な安全対策を講ずるだけでなく、東海第二発電所の置かれている状況を十分に勘案し、立地地域や周辺自治体、さらには地域住民の意見を十分反映させるよう要望してきたところでもあります。

今後とも、東海第二発電所や福島第一原子力発電所の事故検証を早急に行い、新たな安全基準を策定するとともに、その規制体制を確立し、国や日本原子力発電が責任

を持って安全を確保していくよう、強く求めてまいります。

4. 風評被害対策に関する今後の取り組みについて（知事）

次に、風評被害対策に関する今後の取り組みについてお答えいたします。

本県における風評被害につきましては、東日本大震災や福島第一原発事故から、まもなく一年を迎えますが、観光や農林水産物をはじめ、企業誘致、医師・学生の確保など、様々なところで影響が色濃く残っております。

風評被害払拭の具体的な目標につきましては、原発事故の収束に未だ見通しが立っていないことから、明言することは難しい状況にありますが、一日も早く震災前の姿を取り戻し、さらなる復興につなげていくことが必要であると考えております。

また、風評被害払拭の取り組みを進める体制といたしましては、行政や関係者が一つになって取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが、本県の農林水産物の消費拡大や来訪者の増加に向けて、本県の魅力のPRを心がけるなど、県を挙げての取り組みが必要と考えております。

県におきましても今後、関係部局が一体となった「元気いばらき推進PT（プロジェクトチーム）」をつくり、観光や農林水産物、企業誘致や空港利用など関連する取り組みの連携を強めますとともに、必要に応じて関係団体や県民の皆様にも加わっていただきながら、総合的な復興を進めてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みにつきましては、海水浴客をはじめとした夏の観光客の誘致に向けて、現在、各地の観光関係者や漁協などと定期的に意見交換をしておりますが、今後とも、県内外の関係者と一層協力し、山手線や京浜東北線等でのトレインチャンネルや東京駅等でのポスタージャックなどによる情報発信、海の安全性をアピールできる食やサーフィンを取り入れたイベントの開催、海水浴客向けの無料バスの運行など、即効性や話題性の高い取り組みを集中的に行ってまいります。

さらに、本年秋には、水郡線でSLを運行し、県北地域の観光復興をアピールしますとともに、多くの県民が参加できる「（仮称）復興県民まつり」を開催し、元気な茨城

の姿を県内外にアピールしていきたいと考えております。

このほか、年間を通じて東京の「黄門マルシェ」において茨城の魅力をPRしてまいりますほか、関東ローカルテレビ局を活用した情報発信や、県産品や農林水産物のPR・商談会などを随時実施してまいります。

県といたしましては、「元気いばらき推進プロジェクトチーム」を中心に、本県が一日も早く本来の姿を取り戻せますよう、今後も、粘り強く風評被害の払拭とさらなる復興に向けて取り組んでまいります。

5. TPP協議の動向を踏まえた本県の対応について（知事）

次に、TPP協議の動向を踏まえた本県の対応についてお答えいたします。

TPP協定につきましては、これまで、十分に情報が公開されず、反対意見も非常に強い状況にありましたことから、本県では、国に対し、早急な説明と慎重な議論を行うよう要請をしてまいりました。

その後、国が、先月までにTPP交渉参加に向け関係国と協議を行い、TPP交渉に関する情報が徐々に出されてきておりますが、日本は正式に交渉に参加しておらず、オブザーバーとしての出席が認められていないことから、現時点では国としても、交渉の全体像を把握しきれておらず、都道府県などにも示されていない状況にあります。

このような中、県としては、政策調整会議を中心にTPP協議に関する事務を進め、全庁的な情報共有に努めますとともに、今後どう対応していくかなどについて、議論しているところであります。

議員から御指摘があったように、まずは、TPP協定について、十分な議論と情報開示が最も重要なことではないかと考えております。

このため、国としてTPP交渉に係る正確な情報の把握に努め、現時点で考えられるメリット・デメリットを含め全ての情報を早急に公表し、国民各層の意見をしっかりと聞き、慎重な議論を行ったうえで、交渉参加の是非を判断するよう、県議会や全国知事会などと連携を図りながら、引き続き、強く要望してまいりたいと考えております。

す。

さらに、県としても、ホームページ等を活用し、できるだけ把握している情報を提供してまいりますほか、国に職員派遣を要請し、県や市町村、関係団体等を対象とした説明会を開催するなど、ＴＰＰ協定に関する理解の促進に努めてまいります。

いずれにいたしましても、庁内の政策調整会議を中心に情報収集を行い、今後の対応について検討を進めますとともに、これまで以上に、国への要望や県民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

6. 企業立地の推進について（知事）

（1）企業立地実績の減少と対応策

次に、企業立地の推進についてお答えいたします。

まず、企業立地実績の減少と対応策についてでございます。

本県の平成二十三年上期の工場立地実績は、大変厳しい結果となりました。このような時にこそ既存企業を大切にすべきとの議員のご指摘でございますが、これまで、企業訪問や、企業との懇談会などを通じて伺ったご要望やご意見を踏まえ、工業用水道料金の引き下げや、特区による規制緩和を行うなどのフォローアップに取り組んで参りました。

このような取り組みをご理解頂き、県内企業につきましては、例えば、小松製作所や日立建機に関し、常陸那珂港区の工業用地、約十六・四ヘクタールの譲渡契約の締結を本議会にご提案できる状況になったところであります。また、日立建機は、さらに、ひたちなか地区の国有地、約二十二・四ヘクタールを取得し、ファナックは、つくば明野北部工業団地の現在の工場面積を倍増されると伺っております。

引き続き、企業の活動しやすい環境づくりを進め、さらに再投資をして頂けるよう働きかけて参ります。

一方、県外企業につきましては、本県の立地環境をアピールするため、企業の個別訪問を足繁く行いますとともに、常陽銀行等とも連携して、議員ご指摘のように、本

県に来て頂く産業視察会を北関東や圏央道沿線地域で行っております。また、経済誌や新聞広告、あるいは、東京や大阪での産業立地セミナーなども行っているところでもあります。

さらに、雇用の確保のために、高校の就職担当教員等を対象とした新規立地企業説明会なども行っております。なお、日野自動車は、かなりのスピードで新工場計画を進めていると伺っておりますが、新工場の建設に際しては、関係機関との調整や、各種の手續などの支援を行っているところであります。

しかしながら、本県の立地状況は、風評被害等によりたいへん厳しいものがありましたので、私や副知事が、国等に何度も足を運び、百四十億円の企業立地補助金を実現したところであり、この点については、各方面から評価をされているところでもあります。まずは、これを有効活用しますとともに、県税の課税免除や、低利融資などの優遇措置も十分に使いながら、日野自動車の関連企業などを含め、多くの企業を誘致できるよう、計画的・戦略的に企業立地に取り組んで参りたいと考えております。

なお、議員ご指摘の国内企業立地推進事業費補助金三千三百億円につきましては、県関連企業が全体二百四十五件のうち十八件採択されている状況でございます。

(2) 日野自動車を核とした自動車関連産業集積の取り組み

次に、日野自動車を核とした自動車関連産業集積の取組についてでございます。

本県には、自動車の重要部品を製造する企業を含め、三百社以上の自動車関連ものづくり企業の集積があり、既に近県の自動車メーカー等との取引を行っているところでございます。

このような中、日野自動車の本県進出は、県内初の完成車メーカーの立地であり、県内企業の自動車産業への参入や関連企業の立地など、自動車関連産業の集積を拡大する絶好の機会であります。

しかしながら、県内企業が日野自動車との取引に参入するためには、同社との良好

な関係を構築しますとともに、品質やコストなど、同社の要求する高い水準を満たすことが必要となってまいります。

このため県では、産業支援機関と連携し、地元古河市等の協力を得ながら、日野自動車の見学会を開催しましたほか、先月には同社で県内企業四十五社が参加して「新技術・新工法提案型展示商談会」を行い、同社や関連部品メーカーなどから見積や生産現場の訪問の依頼をいただくなど、受注機会を確保する取組を進めております。

また、県内中小企業が実際に取引を行う可能性が高いのは、日野自動車本社よりも同社の関連企業でありますので、今後は県やビジネスコーディネーターがこれらの関連企業を数多く訪問し、県内企業とのネットワークづくりを進めるほか、来年度は日野自動車関連の大手部品メーカーとの展示商談会などを開催し、新たな取引につなげてまいりたいと考えております。

一方、県内中小企業の生産性の向上につきましては、茨城県中小企業振興公社に日野自動車OBを雇用し、カンバン方式や不良率の低減などの実践的な技術指導を行っておりますが、今後とも同社OBを核として、テクノエキスパート等による現場指導や、工業技術センターによる新しい加工法の開発などの技術支援を強化してまいります。

さらに、自動車産業に対応できる人材育成という面では、産業技術専門学院におきまして、在職者訓練による技能者の育成に努めるなど、県内中小企業の人材のレベルアップを図ってまいります。

県といたしましては、これらの取組を着実に進めますとともに、日野自動車の関連企業に数多く立地していただくことが何よりも重要でございますので、「産業復興企業立地補助金」などを有効に活用し、同社の関連部品メーカー等の誘致に全力で取り組み、自動車関連産業の更なる集積を図ってまいります。

7. 国際戦略総合特区の推進について（知事）

次に、国際戦略総合特区の推進についてお答えいたします。

まず、関係機関との連携についてでございます。

つくばには、国の研究機関の三分の一にあたる三十二の機関が立地し、二万人を超える研究者が研究開発に従事するなど、世界でも有数の科学技術の集積がありますが、これまでは、各機関が縦割りで研究等を行うことが多く、また、基礎研究等に重点が置かれてきたために産業界との連携が必ずしも十分ではありませんでした。

このため、知的集積がある割には、国際的に高い評価を得られるような実績や、我が国の経済を牽引するような新事業・新産業の創出に結びついた例は、必ずしも多くはなかったのではないかと考えております。

こうした課題に対応するため、県におきましては、つくば市や筑波大学などとともに、従来の縦割りの組織を越えた産学官の連携体制（オープンイノベーション）を構築し、ライフイノベーション・グリーンイノベーションの分野で、我が国の成長・発展に貢献できるような、「目に見える成果」を「短期間」に創出することを目指し、これまでに四十回以上にわたって協議を重ねてきたところであります。

その結果、総合特区の推進母体となる「つくば国際戦略総合特区地域協議会」には、五十を超える機関に参加をいただき、地域が一丸となって推進するための体制を整えることができたと考えております。

次に、総合特区の成果の発信と活用についてでございます。

つくば国際戦略総合特区の提案の中では、例えば、

- ・次世代がん治療（BNCT）の分野では、世界に先駆けて、治療装置の開発や臨床研究等に取り組み、平成二十七年度までに先進医療としての承認を受け、世界最先端のがん治療の国際モデルを構築し、その展開を図ることとしております。

また、

- ・生活支援ロボットの分野では、日本の技術をベースに安全性基準を確立し、国際標準規格ISO 13482に反映させた上で、平成二十六年まで、つくばにおいて、ロボットの安全認証をスタートすることによって、我が国ロボット産業の国際競争力の強化を図ることとしております。

このように、産業競争力の鍵となる国際標準の獲得などを通して、総合特区から生

まれる茨城発の技術を世界に向けて発信しますとともに、健康長寿社会の実現といった、我が国が直面する政策課題の解決のために活用してまいりたいと考えております。

現在、総合特区で取り組むプロジェクトの事業計画の策定を進めておりますが、規制緩和措置や財政上の支援措置などにつきまして、県が中心となって取りまとめを行い、その実現に向けて関係機関と協議・調整を進めているところであります。

8. 本県の物流ネットワークの整備・強化について（知事）

次に、本県の物流ネットワークの整備・強化についてでございます。

本県におきましては、これまで広域交通ネットワークの整備に全力で取り組んでまいりました結果、首都圏各地へのアクセスが向上し、物流コストやCO₂削減等の面から物流環境の良さが高く評価され、多くの企業の立地や、本県港湾の利用につながってきております。

こうした状況を踏まえ、昨年十月に策定いたしました「県総合物流計画」におきましては、将来像として、東京圏に過度に依存しない効率的で環境にやさしい物流へ再編することを目指し、

- ・茨城港と北関東道を活用した東西物流の構築
- ・圏央道沿線地域への生産・物流機能の集積
- ・空港や港湾などを活用した新たな国際物流の展開

の三つの戦略に重点的に取り組んでいくこととしております。

具体的には、まず、茨城港については、地元市町村や事業者などとも連携しながら様々なポートセールスを展開してきた結果、航路の充実が図られますとともに、コマツや日立建機が新たな工業用地の取得を決めるなど、産業集積も進んできているところであります。

今後とも、関東と北海道、北九州との結節点として、また、アジアや北米貿易の拠点港として、港湾機能の一層の強化を図ってまいります。

さらに、圏央道や東関東道水戸線の早期の開通を目指しますとともに、これらを含め、

県内を縦横に走る高速道路網を活かし、生産・物流機能の集積を一段と進めてまいります。

また、茨城空港を活用した航空貨物の取扱いの促進や、昨年一月に官民一体となって設立した「いばらき農林水産物等輸出促進協議会」による、国内での商談会や海外見本市への出展などを支援し販路拡大してまいりますとともに、さらには、鹿島港の機能強化による輸出入の拡大など、新たな国際物流の展開を図ってまいります。

なお、農林水産物等の輸出につきましては、議員ご指摘のとおり、検疫は、国家間の非常に難しい問題であります。

例えば、中国に対して輸出できる農産物は四品目に限られておりますが、これに加えて原発事故の影響により、現在は全ての食品の輸出が停止されるなど、大変厳しい状況となっております。

このため、県といたしましては、国において正確な情報を発信し、輸出規制の解除などを諸外国に働きかけるよう、全国知事会などとも連携しながら要望しているところでございます。

今後とも、市町村や事業者など関係者と一丸となって、本県物流の一層の活性化に取り組んでまいります。

9. 茨城空港の利活用による地域振興について（知事）

（1）茨城空港の就航対策と利用促進

次に、茨城空港の利活用による地域振興についてお答えいたします。

まず、就航対策についてであります。

茨城空港につきましては、震災等により大きな影響を受けたものの、今月中には、神戸便が一日二便化されますとともに、上海便も週六便に増便されるなど、着実に路線の拡充が図られてきております。

茨城空港は、日本で初めて「ローコストエアポート」として海外からも認められた空港でありますので、今後とも、北関東地域の需要をしっかりと担いつつ、LCCにも対

応した首都圏の空港として発展させてまいりたいと考えております。

国内線につきましては、まず、スカイマーク社に対し、首都圏北部の拠点空港として活用していただけるよう、沖縄便などの新規路線の開設を要請してまいります。また、国内の他の航空会社に対しましても、引き続き路線の開設を働きかけてまいります。

国際線につきましては、茨城空港が、LCCにも対応した首都圏唯一の空港であること、東京への安価な直行バスがあること、などの点について、海外の航空会社から関心を示していただいているところでもあります。今後とも、こうした特長を粘り強くPRしていきますとともに、チャーター便の運航を通して、茨城空港への就航可能性について検証していただけるよう、チャーター便の運航支援にも、新たに取り組んでまいります。

次に、利用促進についてでございます。

先月、空港来場者を対象に実施いたしました調査によりますと、約七割の方が、まだ茨城空港から航空機を利用したことがないと回答しておられますことから、引き続き、空港において就航先の観光情報の提供や、旅行商品の紹介などを実施することにより、今後の航空機利用につなげてまいります。

また、国内線利用者を対象にした昨年十月の調査では、利用者の約八割が茨城県民でありますことから、今後、周辺県における需要の開拓に力を入れることにより、茨城空港の利用者を増やしてまいりたいと考えております。

このため、各県の県域テレビや自治体広報誌の活用、さらには企業訪問などにより、千三百台の無料駐車場など茨城空港の特長を一層PRしながら、栃木県や群馬県、埼玉県など、より広域からの誘客にも力を入れてまいります。

さらに、東京直行バスの増便や、一日千円で利用できるレンタカーキャンペーンなどにより、利用者の利便性向上にも努め、他空港との差別化を図ってまいります。

(2) 定期便等の増便を踏まえた本県への誘客促進

次に、定期便等の増便を踏まえた本県への誘客促進についてでございます。

茨城空港におきましては、便数が増えることにより、ビジネスでの利用の可能性が広がることや、茨城空港を発着地とした周遊観光がしやすくなることなど利便性の向上が図られてきているところでございます。

こうした状況を踏まえ、議員お尋ねの観光のスタイルといたしましては、多岐にわたる観光ニーズに対応するため、県内だけでなく県外の観光地などとも連携しながら、観光客の方々に様々な楽しみ方ができるメニューをできるだけ多く提供することを基本に進めております。

具体的な対策についてでございますが、まず国内につきましては、茨城空港を発着地とするツアーに対し無料バスを提供し、格安なツアーの造成を促進してまいりますほか、偕楽園など観光地を周遊する従来型のツアーにとどまらず、札幌からの冬のゴルフツアーや、つくばの研究機関を巡る教育旅行、海と山をあわせ持つ本県の魅力を活かした体験型旅行、県外の有名観光地と組み合わせた旅行など、多様な旅行商品の造成を働きかけてまいります。

次に、外国人観光客の誘致につきましては、県内の観光地だけでなく県外の魅力ある観光地と組み合わせ、広域観光を推進していくことが重要であります。このため、県外の観光資源である東京や日光と、県内の観光資源を組み合わせ新たなモデルコースの開発や海外での観光復興PRを実施いたしますとともに、商談会などで関心を示した旅行会社の招へいに取り組んでまいります。

また、楽しんで買い物や観光をしていただけるよう、事業者に対し、割引サービスなどの実施についても積極的に働きかけを行ってまいります。

県といたしましては、観光客を一人でも多く増やしますとともに、茨城県にできるだけ滞在し、楽しんでいただくことを目標に、地元市町村や観光事業者などと連携し、全力を挙げて取り組んでまいります。

10. 県西地域活性化のための将来像と県の取り組みについて（知事）

次に、県西地域活性化のための将来像と県の取り組みについてお答えいたします。

県西地域は、東京にも近く、広大な平坦地であるという地域特性を有し、また、近い将来、圏央道が関越道や中央道などの高速道路につながり、交通アクセスが飛躍的に向上してまいりますことから、製造業や流通業、食品産業など「本県の発展を牽引する新たな産業拠点」の形成を図っていきたいと考えております。

また、今後、世界的な食料不足が予想される中で、農業はますます重要な産業になってまいりますので、「日本の食を支える一大食料供給基地」としても発展させていく必要があると考えております。

こうしたことから、まず、「新たな産業拠点」づくりにつきましては、すでに、日野自動車のノックダウン工場が五月に稼働予定でありますとともに、関連会社の第一号が結城第一工業団地へ立地を決定したほか、いくつかの企業から引き合いがきているところでありますので、県といたしましては、引き続き企業誘致に全力を挙げて取り組むことにより、日野自動車を中心とした裾野の広い自動車産業の集積を図ってまいりたいと考えております。

また、圏央道沿線の市町におきましては、新たな産業拠点づくりを進めるため、インターチェンジ周辺の開発に向けての検討が進められておりますので、県といたしましても、土地利用の転換をはじめとするさまざまな課題の解決に向けて、市や町の取組を支援してまいります。

次に、「日本の食を支える一大食料供給基地」づくりにつきましては、生産性の向上を図る畑地かんがいの整備や収益性の高い新品目の導入による周年出荷を進めるなど、もうかる農業、夢のある農業の実現に努めてまいりたいと考えております。

こうした取組を進めることにより、私は、県西地域を工業と農業の調和が取れた魅力ある地域として発展させてまいりたいと考えております。

1 1. 森林湖沼環境税の平成25年度以降の見通しについて（知事）

次に、森林湖沼環境税の平成二十五年以降の見通しについてお答えいたします。

森林湖沼環境税を活用した森林の保全・整備についてであります。その後も森林

荒廃が進んでいることもあり、緊急に間伐が必要な森林は予定より増加し、平成二十四年度末で約八千ヘクタールになるものと見込んでおります。

このため、引き続き森林の保全・整備のための取組を進めていかなければならないと考えております。

湖沼・河川の水質保全につきましては、五年間で六千基の高度処理型浄化槽への設置補助等をやって、生活排水や農地からの負荷削減対策の強化をしてまいりましたが、霞ヶ浦の水質は、植物プランクトンの増殖などの影響により、水質保全計画の目標を達成するには至っておらず、今後、さらなる対策が必要な状況にあります。

こうした実情を踏まえまして、林業や水環境の関係十七団体、さらに県森林審議会や県環境審議会など県内各界からは、森林湖沼環境税の継続を求める要望や意見をいただいているところであります。

森林湖沼環境税の平成二十五年度以降の延長の是非や活用方法を含めた対応につきましては、このような要望等を踏まえ、森林湖沼環境税で取り組むべき事業などについて整理し、県民の皆様幅広く意見をお聞きするためのアンケート調査なども実施した上で、来年度早々から税の専門家からなる「自主税財源充実研究会」において検討を開始することとしております。

今後の取扱いにつきましては、着実に事業の実績を積み上げ、広く県民の皆様事業の効果を検証していただきますとともに、県議会とも協議をさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

12. 高齢者が安心して生活できるための取り組みについて（知事）

次に、高齢者が安心して生活できるための取り組みについてでございます。

今回の介護保険法改正で創設されました定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスや複合型サービスは、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療・介護を切れ目なく提供できることから、在宅生活を支えるサービスとして大きな期待が寄せられております。

このため、県といたしましては、今年度策定いたします第五期いばらき高齢者プランにおいて、在宅介護の充実を図るための主要な施策として位置付けますとともに、その実現に向けて、地域介護・福祉空間整備推進交付金などを活用し、サービス基盤の整備を支援してまいりたいと考えております。

しかしながら、これらサービスの事業所指定基準や介護報酬が、一月末に示されたばかりであるため、事業内容が十分に周知されておらず、事業に取り組もうとする動きが少ないことや、二十四時間、サービス提供できるだけの人材をどのようにして確保していくのかなどの課題もございます。

このようなことから、県では、事業者説明会等を開催し、事業内容の周知・徹底を図りますとともに、市町村に対しては、新しいサービスが必要な地域を把握し、その情報を提供するなど、事業者が参画しやすい環境づくりを進めるよう働きかけてまいります。

また、研修・雇用一体型事業としての福祉・介護職員確保特別対策事業や、潜在看護職員に対する再就業支援の事業、訪問看護師養成講習会など各種研修会の実施により、人材の確保・育成を図ってまいります。

さらに、新サービスは、在宅において、医療と介護を一体的に、また、二十四時間提供するという新たな取り組みでありますことから、議員ご指摘のような地方での整備の困難性を含め、様々な問題が発生することも考えられますので、今後、事業の進捗状況をみて、実施するにあたっての運営上の課題を把握し、必要に応じて、制度の改善を国に働きかけてまいりたいと存じます。

13. 本県農業の振興について（知事）

次に、本県農業の振興についてお答えいたします。

昨年三月の東日本大震災や原発事故につきましては、農業生産基盤などに大きな被害をもたらしますとともに、農畜産物の風評被害を招くなど、本県農業にとって大きなダメージとなったところでありますので、まずは、農業生産基盤の復旧や風評被害

の払拭を最優先に取り組んできたところであります。

また、T P Pにつきましては、昨年十月に交渉参加に向けた協議開始が表明されたところですが、農業をはじめ医療、建設分野など幅広い分野への影響が懸念されますことから、国に対して「十分な情報提供」と「慎重な対応」を強く要望してきたところであります。

県といたしましては、T P P等の現状を踏まえ、農業大県としての地盤を一層固め、農業者が所得向上を実感できるよう、新しい茨城農業改革大綱に基づき、「儲かる農業」を実現するための取組を推進してまいります。

まず、農業の六次産業化につきましては、食品関連事業者との連携などにより加工品の開発を進めますとともに、農業法人などを対象として「アグリビジネス講座」を開設し、併せて事業化のための施設整備を支援してまいります。

また、販路拡大につきましては、イベントの開催などにより風評被害の払拭に努めますとともに、メロンや梨、栗や常陸牛といった本県の名産品を集めた食彩カタログをとりまとめるなど、首都圏はもとより全国各地をターゲットに、関係者と一体となった販売促進活動を展開してまいります。

さらに、経営基盤の強化や人材育成につきましては、

①「農地集積協力金」の制度を活用し、担い手への農地集積による生産性の向上を促しますとともに、

②原則四十五歳未満の新規就農者に対して最大七年間にわたり百五十万円が交付されます「青年就農給付金」を活用し、本県農業を支える若い担い手の確保・育成を進めてまいります。

農業を取り巻く情勢は依然厳しいところではありますが、儲かる農業の実現に向けて様々な施策を総合的に展開することにより、農業者の所得の向上に努め、若い方々が夢と希望を持って農業に取り組めるよう、本県農業の振興に努めてまいります。

14. 本県教育の目指す方向について（教育長）

本県教育の目指す方向について、お答えいたします。

県におきましては、昨年四月に策定しました新たな「いばらき教育プラン」の下で、日本や世界をリードする人材、地域を担う人材を育成することとしております。

特に、資源の少ない我が国が、国際社会の中で、競争に打ち勝ち、確固たる地位を占めていきますためには、科学技術創造立国の実現が必須であり、今の児童生徒には、まずは科学技術の発展をしっかりと支える人材として、そしてさらにはその技術を駆使して世界を舞台に存分に活躍できる人材として育ててほしいと考えております。

そしてそのためには、議員御指摘のように、英語を縦横に操る一方で、国や郷土の歴史・伝統や文化を愛し、豊かな感性を備えた真の国際人を目指していくことが重要でございます。

こうした観点から、これまでも、「道徳」の授業などを中心に「郷土を愛する心」や豊かな感性を育む教育を進めてきているところであり、今年度からは、小学生が自分たちの住む郷土の魅力を自ら発見し、それを発表する事業を新たに始めたところでございます。

さらに来年度には、郷土の先人の伝記などを題材とした生徒の心に響くような、新たな中学生向けの道徳用教材を作成することとしており、今後はそうした教材の活用などにより、郷土教育・心の教育を一層推進してまいります。

また、国際社会で活躍できる人材を育成しますために、今後は高校の英語の授業にディベート活動を導入することや、いわゆるオールイングリッシュによる授業の拡大などにより、英語によるコミュニケーション能力の育成を図りますとともに、児童生徒の目が、できるだけ世界に向けられますよう、新たに海外留学生への支援などにも取り組んでまいります。

さらに、英語教員の資質向上に向け、来年度新たに各校の校内研修に、ネイティブなどの外部講師を派遣いたします。

なお、国際化の時代に対応する教科書採択につきましては、教科書採択のための参考資料の中に「伝統的な文化の尊重」あるいは「国際協調の精神の育成」といった項目を新たに設け、各採択地区に周知してまいりました。

県といたしましては、引き続き、郷土を愛する心を育む教育に努め、児童生徒の豊かな感性を養いますとともに、本県の将来を担う真の国際人として世界を舞台に活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。

15. 広域交通ネットワークの整備を踏まえた交通安全対策について（警察本部長）

広域交通ネットワークの整備を踏まえた交通安全対策についてお答えいたします。

警察では、交通死亡事故を抑止するため、高齢者の交通事故防止対策を始め、飲酒運転、最高速度違反等の悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締り、衝突時の被害軽減のためのシートベルト着用率向上対策のほか、安全で快適な交通環境の整備等の諸対策を推進しております。

特に死者数の約半数を占める高齢者の交通事故防止対策につきましては、引き続き高齢者宅を直接訪問し、交通安全指導や反射材の利用促進等を図るシルバー・ハートフルプロジェクトを展開するほか、高齢運転者に対し、実技や適性検査等を取り入れたシルバードライバーセミナーを開催してまいります。

また、安全で快適な交通環境の整備につきましては、今後も拡充が予想される交通ネットワークの整備に対応するため、道路管理者等とは道路建設計画の段階から緊密な連携を図り、新たに生ずる交通の流れ等に的確に対応できるような交通安全施設の整備等に努めますとともに、新たな道路の整備の影響が及ぶことが想定されます既存の道路につきましても、交通事情の変化等を踏まえて、最高速度、駐車及び信号制御等の交通規制について点検や見直しを推進してまいります。